

# DIO

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

第28巻第9号通巻307号

連合総研レポート

2015年9月号

No.307

## CONTENTS

特集

# 民主主義の今を考える

## 歴史から見る日本の民主主義の現在

坂野 潤治……………4

## 政党政治における野党の役割

山口 二郎……………8

## 民主主義とメディアの役割

永田 浩三……………12

寄稿

巻頭言……………2

## ローマ法王の回勅

視点……………3

## ギリシャ危機と自己責任

研究ノート……………16

## 持続可能社会へのパラダイムシフトは可能か

—J.S.ミルとT.B.ヴェブレンの遺産—

紹介……………18

## ILO「世界の雇用および社会の見通し ～仕事の性質の変化 2015年版」

最近の書棚から……………22

村上由紀子 著

## 『人材の国際移動とイノベーション』

今月のデータ……………23

## 若者と政治

事務局だより……………24

# ローマ法王の回勅

菅家功  
連合総研専務理事

フランシスコ・ローマ法王は、回勅と呼ばれる全世界10億人のカトリック信者に宛てた6月18日の重要文書で、すべての人々と各国政府に対して地球環境の保護にむけた行動を呼びかけた。今回の異例とも言える環境問題に的を絞った回勅でフランシスコ法王は、「地球は痛みの叫び声を上げている。人類の営みによる破壊にさらされているからだ。」と強調し、すべての人々に「気候変動を食い止めるための手段を講じ、大地と海洋をきれいにすること」を、そして「各国政府や国際機関の指導者たちに向けて、真剣に勇気をもって地球温暖化を緩和し、食い止めるための厳しい対策を講じること」を求めている。(引用は、6月19日付「カトリック新聞オンライン」より)

この回勅の発表に先立つ6月7～8日にドイツ・エルマウで開催されたG7サミットも、その首脳宣言で気候変動について多くを言及している。宣言は、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第5次評価報告書に対する基本認識を示した上で、今年12月にパリで開催される気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) で全ての締約国に適用される議定書ないし法的拘束力を有する合意成果の採択に向けた決意を示すものとなった。具体的には、①世界の平均気温の上昇を摂氏2度未満に抑えるという世界全体の目標に沿って、②最新のIPCCの結果を考慮しつつ、今世紀中の世界経済の脱炭素化のため、③2050年までに2010年比で最新のIPCC提案の40%から70%の幅の上方の削減とすることを支持するというものである。

この首脳宣言で多く言及されたIPCC第5次評価報告書によると、人為起源の全気温上昇を工業化以前と比べて2℃未満に抑える場合には、1870年以降の全ての人為起源の二酸化炭素累積排出量を約2900GtCO<sub>2</sub> (1GtCO<sub>2</sub>は、炭素換算で10億トン) に留めることが必要であるが、2011年までにその3分の2にあたる約1900GtCO<sub>2</sub>がすでに排出されている。

このことは、21世紀終盤までとそれ以降の世界の平均気温上昇にとって今後数十年の二酸化炭素の累積排出量が決定的に重要であることを意味する。二酸化炭素の累積排出量にリミットを設けることは、世界全体の二酸化炭素の排出を最終的にゼロもしくはマイナスになるまで削減することと同義であり、G7首脳宣言にある「今世紀中の脱炭素化」とはこうした文脈の下にある。

国連環境計画 (UNEP) の「温室効果ガス排出ギャップ報告書2014」もIPCC第5次評価報告書に基づいて、カーボン・バジェットの考えから提言を行っている。それによると、今後10年以内に排出量のピークを迎える必要があり、今世紀中旬までには全ての温室効果ガスの排出量を半減させなければならない。さらに今世紀後半には、カーボンニュートラリティ (排出と吸収とがプラスマイナスゼロ) を実現させ、2080年から2100年の間までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにしなければならない。

現状に対する強い危機意識を背景としたローマ法王の回勅と、今回のG7議長国ドイツのメルケル首相やアメリカのオバマ大統領の地球環境問題に対するリーダーシップは国際社会から注目と賞賛を集めている。一方で、日本の場合はどうか。民主党政権時の2012年9月に決定された「革新的エネルギー・環境戦略」は、①原発に依存しない社会の一日も早い実現、②グリーンエネルギー革命の実現、③エネルギーの安定供給の三本柱からなり、いずれも将来に向けた強いメッセージ性を持つものであり、再生可能エネルギーについては2030年までに3,000億kwh (当時の3倍) 以上を実現するとしていた。しかるに、安倍政権が7月17日に決定した2030年の温室効果ガス排出量削減目標とその背景となるエネルギーミックスは、日本政府として国内外に向けたメッセージ性は全く感じられないし、IPCCをはじめ国連諸機関の報告と目標がきちんと踏まえられたものであるかの検証すら求められる。

## ギリシャ危機と自己責任

この間のギリシャ危機の再燃と一連の経過には、様々なことを考えさせられた。大きな目でみれば、EUという近代国民国家（主権国家）を超えた共同体形成の試みと国民国家を中心とする現行社会秩序との相克を現実に示したということなのであろう。通貨統合を行いつつ、域内市民の生活を守ることを財政政策の自由を縛られた国家に残した矛盾をどう解決していくかという壮大な歴史の実験が始まった。もっともそこで暮らす市民にとっては、切実な生活問題であろう。年金を始めとする社会保障は国家に依存している。EU加盟の約束事を「虚偽記載」で誤魔化し、ユーロ通貨のもつ優位性を享受してきたにもかかわらず、世界的な金融システムの安定を人質にとるような・・・という後出しじゃんけん、いいとこどりは、日々額に汗して働く市民の感覚からするとけしからんようにも思えるが、痛みを受ける国民が果たして「確信犯」といつてしまってもよいかは疑念が残る。国の決定は国民の責任であるといってしまうとそのとおりだが、その決定における国民の関与、民主主義の内実が実はポイントなのであろう。安易な「自己責任論」で納得してしまうようになることが、実は危機なのかもしれない。

国が人々の生活を支える最終的なセーフティネットの役割を果たしてきたのが近代福祉国家であり、憲法にも明記されているが、世界的な資本主義（市場経済化と競争の促進）のもとでそれが成立しなくなってきた一端を現実に示したのもギリシャ危機ではないかと思われる。世界に開かれた市場は、競争の勝者に膨大な利潤獲得をもたらしたが、一方で敗者に過酷な現実を突きつけた。再チャレンジの機会の整備とその間の生活の安定の保障は国家が担うとされたが、現実には国家は疲弊しその能力を持たない。にもかかわらず、ばらばらに分解された個人・生活単位としての家計は「自己責任」として直接糾弾されてしまう。

本来「自己責任」という規律は、頑張れば何とかな

るという機会やサポートが多面的に準備されているにもかかわらず、本人がやろうとしないからという意味合いを持つゆえに規律の価値を持つ言葉であったが、現在は国の責任を転嫁するか国の役割を否定し、競争に敗れた個人にすべての責任があるかのように断罪する（まやかしの）言葉に墮落している。

資本主義（市場経済の主流化）は、一方で生活水準と個人の自由を拡大させた（この価値は非常に大きい）が、他方で人々の生活の安全を保障してきた共同体を崩壊させ、国に社会保障としてその機能を集約しつつ、国と個人（世帯）に社会単位を再編成し、市場を媒介にして全世界に拡大させた。今や国の機能すらあやしくなり、ばらばらにされた個人が世界市場に直接向かいあいかねない状況になりつつある。

高度経済成長のもと農村から都市（産業）に移動し村落共同体のセーフティネットから外れた人々は、企業（働く場）において共同体を形成し、国の社会保障が未成熟のもと、生活の安全保障の単位を作り上げた。企業別労働組合はこれに大きく貢献し、「生産性運動三原則」はまさに企業（働く場）が、生活安全保障の単位として機能するための前提を表現するものであった。今や、企業が生活安全保障の機能を持つ社会集団であるなどということは、市場主義・株主主権のもとで風前の灯となりつつある。働くものの代表としての労働組合が現在たたされているポジションは、否定されつつある国の生活保障機能と市場社会からの独立を働くものの参加を通じた民主主義の強化によって守り抜くことと、国の社会保障と補完的に国民の生活安全保障の機能を担う「中間組織」を再形成していきことなのではないだろうか。「自己責任」という規律もその中で本来の役割をとりもどすことになろう。それまでは「自己責任」ときいたら怪しいと身構えなければ・・・。

（連合総研主任研究員 中村善雄）

# 歴史から見る日本の 民主主義の現在

坂野 潤治

(東京大学名誉教授)

## 1. 総力戦は社会の平等化をもたらしたか。

答はイエスであり、同時にノーである。

よく言われるのは、経済や社会の面での「統制」の結果、戦前の自由競争の下で拡大しつづけた「格差」が、総力戦体制の下で劇的に縮小したという点である。しかし、そういう議論を立てる前に太平洋戦争中に日本の成年男子の何割が陸海軍に入隊させられていたかを知る必要がある。銃後の社会に男性の働き手が少なくなれば、彼らの雇用条件も社会的地位も改善するし、それを補うために女性の雇用機会も増加し、その社会的地位も向上する。大まかでいいから軍人と銃後の男性の割合が分れば、太平洋戦争中の格差の縮小が、「総力戦体制」によってもたらされたのか、そうではなくて「総力戦」そのものによってもたらされたのかの見当がつかはずである。

まず、平凡社の『大百科事典』で「復員」の項を引いてみよう。国内の部隊から「復員」してきた者は、陸軍で約210万人、海軍で197万人、合わせて407万人であった。植民地も含めた海外からの復員者は、陸軍で309万人、海軍で45万人、合計354万人である。全部を合計すると、敗戦時に761万人が陸海軍に所属していたのである。

約760万人は生きて復員してきた者であるから、当然この数字には戦死者は入っていない。同事典によって戦死戦病死の数を調べる

と、合計で約230万だった。復員者と戦死戦病死者の合計は、実に990万人にも及ぶのである。

この990万人という軍人の合計は、当時の国内での就労可能な男性の何割ぐらいを占めていたのであろうか。15才以上の男性を就労可能者とみなせば、敗戦の年には2,050万人存在した。概要を把むために正確さを犠牲にすれば、敗戦の1945年に、15才以上の男性が約2千万人いたが、そのうちの半分の1千万人は軍隊に居たのである。

この事実は、太平洋戦争中の社会的格差の縮小の最大の原因が何であったかを鮮明に示している。軍隊に動員されなかった1千万人の男性が1人で2人分の労働をしなければならぬのなら、労働者のリストラや派遣切りなど論外であり、地主が小作人をこき使うことも不可能である。しかも、いくら労働者や小作人の待遇を改善しても、1人で2人分の働きをすることは不可能であるから、男性だけではなく、15才以上の女性も工場に狩り出される。その結果、女性の社会的地位も、戦前よりは向上した。社会の下層の地位向上と労働条件の極端な悪化がセットになっていたのである。

しかし、これは幸い徴兵を免れた1千万人に限った話である。軍隊に入隊させられた残りの1千万人に戻ってみよう。国内に残って

いた軍人は陸海軍合わせて407万人で、戦地に送られた軍人は復員354万人に戦死者230万人を合わせた584万人である。約1千万人の軍人の半分以上は戦地に狩り出されたのであり、そのうちの約4割は戦死したのである。成年男性の半分以上が軍隊に、4分の1が戦地に、8分の1が戦死し、残された1千万人の男性は彼らの分の生産を強いられていたのである。戦争を讃美したり、戦時体制下での「平等」の進展を肯定したりする前に、ここに数字で示した総力戦の実態を直視してもらいたい。

## 2. 民主主義は何故に日中戦争を止められなかったのか？

ひと昔前までは日本近代史研究者は、こういう設問をしなかった。「統帥権の独立」を認めた明治憲法の下では、議会はもとより内閣すら、陸軍の暴走を抑える権限がなかったと信じていたからである。

しかし、日中戦争が統帥権の独立による現地軍の独走で起こったというのは、完全な歴史の誤認である。なかでも、1935（昭和10）年10月に政府が美濃部達吉の「天皇機関説」を正式に否認したために、「統帥権」の暴走に歯止めがなくなったという話は、2015年の衆議院の委員会でも語られていたが、完全な事実誤認である。そもそも美濃部の天皇機関説は「統帥権の独立」の承認の上に立てられた学説であり、それが否認されても存続していても、日本政府が中国に正式に軍隊を派遣するには、内閣の閣議決定が必要なことは、明治憲法制定以来の憲法解釈であった。それ故に、37年7月27日の内地三師団の中国派兵は、統帥権によってではなく、第一次近衛文磨内閣によって閣議決定されてから実行に移されたのである。

さらに、この閣議決定が為された時は、第71議会が開かれており、議会はその気になれば対中戦争費のための特別税法案を否決する

権限はあった。しかし、7月23日に召集された衆議院は8月6日の本会議で、1年間限りで1億円の所得税を増徴するという政府提案を、満場一致で可決したのである。1年2ヵ月前の議会では斎藤隆夫を代表質問者に立てて反戦反ファッショの立場を鮮明にした民政党が、「5億余円の北支事件費を支弁するに当りまして、その財源を公債収入のみに求めず、その一部を租税収入に求めると云うことは、極めて適当なる処置であると信じます」と賛成演説を行っていることは、重要である（『衆議院議事速記録』第69巻、193頁。東大出版会）。一旦戦争が始まると、軍部だけではなく内閣も、内閣だけではなく衆議院も、それを全面的に支持してしまったのである。次第に現実味を帯びはじめて今日の日中対峙に対して、われわれにも相当な覚悟が求められていると言うべきであろう。

しかし、時計の歯車をわずか1ヵ月だけ元に戻せば、「自由主義ないしデモクラシー」が「日本国民の政治常識」だったと言う（8月20日か21日に発売の総合雑誌『改造』9月号の戸坂潤論文）。

戸坂の指摘を支持する事実は枚挙に遑がない。37年1月には、それまで復古主義的だった政友会すら、「ファシズム」と「軍国主義」を衆議院で公然と批判していた（浜田国松の割腹問答）。陸軍と結んで国家社会主義をめざしていた社会大衆党も、4月30日の総選挙に向けては、「軍部、官僚がいかにかにファシヨ化を策するも、我々勤労大衆より多数の議員が議会に進出せば、政権は必ず我々の手に帰るのであります」と訴えていたのである（栗屋憲太郎ほか編『資料・日本現代史』第9巻）。そしてその社会大衆党が4月30日の総選挙で議席を倍増させ（18→36議席）、続く5月から6月にかけての各地の市会議員選挙でも、民政党に迫る議席を獲得していたのである。「自由主義ないしデモクラシーが今日の日本国民の政治常識である」と断言した戸坂潤は

正しかったのである。

それなのに何故日中戦争が防げなかったのかと、これまでも多くの人から尋ねられた。戦後デモクラシーの中でぬくぬくと育ってきたそれらの人々は、デモクラシーの下では戦争は起こらない、と信じてきたのである。しかしすでに見てきたように1937年には、デモクラシーの頂点で日中戦争が勃発し、勃発した戦争を政友会も民政党も社会大衆党も衆議院で全面的に支持したのである。

### 3. 一貫した中国軽視。

戦争の勃発までは反戦・反ファッショのデモクラシー勢力の隆盛、戦争の勃発以後は国を挙げての戦争支持というのは、確かに1937年の前半と後半に実際に起こったことである。しかし、これだけではあまりに味気ないではないか。デモクラシー陣営の中に何か欠落したものがあつた、そのためにデモクラシーが戦争に押し切られたのではなからうか。

1937年の日中戦争の勃発時のデモクラシー陣営に関しては、二つの欠落ないし不足が考えられる。その一つは普通選挙制への適応能力の不足である。先きには37年4月総選挙での社会大衆党の躍進を強調したが、それは466議席中の36議席の獲得にすぎなかった。より重要なのは、この総選挙に同党が66名の候補者しか立てられなかったことである。東京6区から出馬した同党の鈴木文治が、466人の全当選者の中で最多の票を得ていることを考えると、立候補者66名、当選者36名という数字は、同党の準備不足を示唆している。男子普通選挙法が成立したのは1925年で、この選挙法にもとづく総選挙が行われたのが28年である。今問題にしている37年の総選挙が行われるまでに、年にして9年、選挙にして4回の経験しか同党にはなかったのである。同党が普通総選挙への対応にいくぶん慣れた直後に、日中戦争が勃発してしまったのである。ちなみに、日中戦争勃発のおかげで、選

挙法によれば最低でも4年に一度は行われるはずの総選挙は、1942年まで5年間行われなかった。日中戦争が深刻化したので、総選挙どころではないという政府の意向に、衆議院が全会一致で従つたのである。

合法社会主義政党がいわば最後の総選挙であつた37年のチャンスを十分に生かしきれなかつたのには、日本の社会主義陣営内部における議会主義軽視の傾向にも責任はあつた。しかし最大の原因は、平民宰相原敬の普選嫌いにあつた。英米では、男性だけではなく女性も含めた普通選挙制が導入された第一次世界大戦終了後の1919年に、原敬内閣が行つた選挙法改正は、納税資格を10円以上から3円以上に引下げただけのものであつた。この改正によって有権者は約150万人から300万人に倍増したが、25才以上の男性が約1,200万人いたことを考えれば、この改正は「大正デモクラシー」の名に反するものであつた。「大正デモクラシー」の中に「政党内閣」の実現を加える研究もあるが、それはすでに「明治デモクラシー」の到達点として明治31(1898)年には実現しており、「民本主義」を掲げる「大正デモクラシー」の目標は「普通選挙制」の実現にあつたことは、故松尾尊兌氏の長年の研究によって、すでに明らかにされている。

しかも原敬は翌1920年には、普選問題を4年間凍結するために、衆議院を解散した。「普通選挙尚早」という自分の判断に対する「民意」を問うと言えば聞えはいいが、原の政友会に投票した約140万の全国の有権者は、鉄道網の拡充などの地方利益の実現の方を重視していた。しかし、原敬と与党政友会は、普選尚早の民意は総選挙での同党の圧勝(464議席中の278議席)によって示されたと主張し、1924年までの4年間、普選に反対しつづけたのである。普選導入の1925年までの間に、かつて吉野作造らの普選論を熱狂的に支持した労働組合や学生団体の多くは、普選

を通じて議会主義的に社会の改良を行うという路線に見切りを付けていった。1920年の普選尚早解散から17年も後に、すでに記したような社会大衆党の躍進が実現した時、東京帝大教授で社会民主主義者だった河合栄治郎は次のように論じている。

「元来普通選挙を実施した直後に、すでにこうした結果が現わるべきであったのが、日本の労働運動界における共産主義的傾向が、いたずらに議会的傾向を軽視したために、ついに今日を待たねばならなかった。」(『中央公論』、1937年6月号)

しかし、「ついに」来た社会主義政党の議会進出から3ヵ月も経たない7月7日に、蘆溝橋事件が勃発したことは、すでに記したとおりである。

しかし、以上のような史実は、日本近代史の研究者にとっては重要ではあっても、今日の日本の社会民主主義勢力の低迷とは、あまり関係がない。この「低迷」は、社会主義勢力の議会軽視によってもたらされたとは、今日ではもはや言い切れない。それはむしろ、社会主義勢力の議会重視、民衆運動軽視の下で生じたようにすら思えるからである。

もう一つの欠落は、「一貫した中国軽視」である。これは今日の保守勢力にも、デモクラシー陣営の方にも依然残っている。安保法制をめぐる論争で、「違憲」や「非戦」は強く語られても、それが実は日中関係の問題であるとする論調は、主流的とは言い難いのである。日米同盟強化の是非、集団的自衛権容認の是非は、日々緊張を増す日中関係の改善策を抜きには、語れないのではなからうか。

実は、1937年7月の蘆溝橋事件勃発の際にも、同じ問題が存在した。1895年の日清講和条約で日本が遼東半島に手を出して以後、1937年の蘆溝橋事件までの42年間、日中両国は満蒙権益をめぐる対立を続けてきた。この42年間、日本の為政者も国民も、中国の力を過小に評価しつづけた。蘆溝橋事件の際に

も、今度は中国が本腰を入れて日本軍に抵抗するつもりだったことを見抜けた指導者は、ほとんど居なかった。詳細は拙書『日本近代史』(ちくま新書)に譲って、ここでは当時の外務省東亜局長石射猪太郎の日記の一節を引用しておこう。

「8月21日、土曜。午前9時半にて日高(信六郎・駐中国日本大使館参事官、南京駐在)帰京を出迎える。・・・同君の話によれば、国民政府は腹を据えて驚かない態度、空襲の日も南京は落付いて居た。最悪の場合をもチャント予想してかかって居ると。日本は馬鹿にしてかかった支那に手強い相手を見出したのだ。・・・豈に凶らんや、犬だと思って居た支那がウルフになって居たのだ。軍部のミスカルキュレーション。国民は愚にせられて、ウルフを相手にして居るのを知らないのだ。」(『石射猪太郎日記』、中央公論社、183-4頁)

「軍部のミスカルキュレーション」だとすれば、国民だけが「愚にせられ」たわけではない。軍部も近衛文麿内閣も、「愚」だったのである。

この時から丸8年間、日本は中国と戦いつづけたけれど、ついに勝つことは出来なかった。1945年の敗戦の年にも、100万を超える日本陸軍が満蒙を含めた中国に陣を張っていたが、中国を降伏させることは出来なかったのである。

その時から70年後の中国は、当時には想像もつかなかったほどの経済大国であり、軍事大国である。日米同盟の強化を叫ぼうと、それに反対して憲法9条を守れと主張しようと、この大国中国との関係改善に成功しない限り、再度の焼野原を避けられない。1937年という年の日本の政治、外交、軍事から学ぶべき教訓は数多あるけれども、中国の過小評価の誤りはその最大のもののように思われる。

# 政党政治における野党の役割

山口 二郎  
(法政大学教授)

## はじめに

今年には戦後70年の年だが、政治改革、政党再編成というプロジェクトが始まってほぼ20年の年でもある。様々な試行錯誤を経て、非自民の政治家自身も、それを応援する学者や労働組合も、民主党を政権の担える政党に育てるという目標を設定し、約10年かけて2009年に政権交代を達成した。しかし、その後の政権運営の失敗や党の分裂によって、民主党政権はわずか3年で瓦解した。2012年以後、政権交代可能な政党政治を作るというプロジェクトは振り出しに戻ったどころか、よりマイナスの方に引き戻された。

本稿の課題は、この20年の政治再編のプロジェクトを振り返り、民主党政権崩壊以後、なぜ民主党が再起できず、一強多弱状態を許してきたかを考えることである。2015年の6月以降は、安倍政権が推進する集団的自衛権行使のための安全保障法制に対し、国民的な批判が高まり、内閣支持率が急速に低下する事態となった。この反対運動の中で若者や女性による新たな動きも注目を集めている。政治の方向を転換する機会が巡ってきたということもできる。民主党がこうした社会運動とどのような関係を構築し、エネルギーを充填するかという課題についても、併せて考えてみたい。

## 1. なぜ一強多弱に逆戻りしたのか

民主党政権崩壊後、民主党が二大政党の

一翼を担うことができない状態はなぜ続いているのか。

### (1) 政権交代の総括の欠如

第一の理由は、民主党が政権交代の経験を総括していない点にある。特に、政権交代の意義が何であって、どのような政策的成果を実現できたかを、民主党自身が認識できていない。民主党政権時代の後半には、マスコミは政権に対してきわめて批判的、否定的となり、民主党政権は大失敗というイメージが定着した。選挙で大敗した後に強がりを行う必要はないとしても、当の民主党の政治家自身、自分たちが何を成し遂げたかを理解しておらず、過度に自虐的になった。

政権の敗因については、閣僚や党幹部を経験した政治家は、それぞれ自分の経験に基づいてそれなりの分析をしているだろう。首相が外交や財政について、詰めの甘い政策スローガンを打ち出し、後で収拾がつかなくなったこと。政治主導をはき違え、官僚を排除して、具体的な政策形成がうまくいかなかったこと。重要な政策課題に関して党の分裂を招いたこと。何より、公共事業の見直し、原発事故の検証など民主党らしさを発揮すべきテーマで官僚や既得権に敗れ、市民の期待を裏切ったこと。こうした失敗について、民主党政権の要路にいた政治家は、程度の違いはあれ、忸怩たる思いを持っているはずである。そして、それは再び政権交代を起こす際に活用しなけ



ればならない。

つい最近まで、国民は政権交代の経験を無意味な失敗と断じ、変化よりも自民党政権が継続することの方が望ましいと考えてきた。そうした国民に対して、政権交代の意義と民主党の達成について説明できなければ、野党の再生や二大政党制の確立など、できるはずはない。マスコミの大半が依然として民主党に敵対的である現状において、自己を肯定することは難しい作業である。しかし、政党、政治家には誇りが必要である。誇りのない政治家が国民から信頼されるはずはない。

実際、民主政治を運営する手法、従来の政治では軽視された部分や社会における弱い立場の人々のニーズをとらえて政策化すること、という二つのテーマに関しては、民主党は安倍自民党よりもはるかにましであった。民主党は結党以来、「市民が主役」というスローガンを唱えてきた。政権交代を実現した後は、外務省の密約に関する情報公開、記者会見に参加するジャーナリストの拡大、さらには原発事故以後の原子力政策に関して、対話型世論調査が実施されるなど、政治の透明性の確保や多様な市民参加を実現した。これは従来の自民党政権ではありえなかった変化である。また、高校授業料無償化、貧困対策、自殺対策、NPOに対する寄付税制の創設、環境税の導入など、自民党政権では軽視されたテーマについて政策が実現され、自殺者の減少などの成果を上げた。

少数の分野ではあったが、政権を変えたことで政策が実現し、社会が変化したことは誇るべき実績である。民主党政権に対する批判は謙虚に聞かなければならないが、反省の議論の半分程度のボリュームで政権交代の意義を民主党自身で語らなければならない。

## (2) 野党の立ち位置に関する混乱

野党不在の第二の理由は、野党の立ち位置をめぐる混乱が続いたことであった。自民党は野党時代に利権を失い、利益誘導による支持の拡大ができなくなった。その代わりに、日本会議という右翼的なイデオロギー団体と

の結合を深めた。そして、極めて復古主義的な憲法改正案をまとめた。その自民党が安倍晋三総裁を押し立てて政権を取りかえたのであるから、野党は権威主義や復古的ナショナリズムと対決しなければならないはずであった。しかし、そのような政治思想における対決構造は明確にならなかった。日本維新の会、のちの維新の党という右翼的ポピュリズムの政党が存在したことが、対決構図を妨げた要因である。巨大与党に対抗する場合、野党は協力しなければならない。しかし、維新、少なくともその主要な部分は自民党の右側に位置する勢力であり、リーダーの中には安倍との提携を公言した政治家も存在した。したがって、同じく野党であっても、民主党と維新は自民党を挟んで左右に分かれていた。ゆえに、野党の提携には限界があった。

維新に勢いがあった時期には、野党結集が維新から提起され、民主党が受け身に回った感があった。しかし、基本的な思想や理念を抜きにした非自民結集が失敗に終わることは明らかであり、民主党が再編に慎重な姿勢を保持したことは正解であった。いわゆる大阪都構想に関する大阪市民投票の結果、都構想が否決され、橋下徹市長が政治的な威力を失ったことで維新も存在感を失い、ようやく理念に基づく非自民結集の環境が整ったということができる。

## (3) 政権交代可能な二大政党制のイメージを再確認

野党の存在感を取り戻すために、日本が目指すべき二大政党制のイメージを確認しておく必要がある。仮に、維新を中心とした新党が野党第一党になり、安倍自民党との間で憲法改正や新自由主義的経済政策などで同じ方向を向いて、どちらが大声を出せるかという競争をするなら、日本の政党政治は終わりである。日本で目指すべきは、あくまで欧米の二大あるいは二極的政党システムである。一方には経済界や富裕層を支持基盤とする保守政党が存在し、小さな政府路線を進める。他方には労働組合や知識人を支持基盤とする進歩

的、あるいは中道左派的政党が存在し、市場経済の弊害の是正、人権の擁護などを追求する。これが二大政党の標準形である。

民主党政権が崩壊した後の日本で、いかにしてこの標準形を再構築するかが課題である。一つの注意点は、政党はいつも政権にいられるわけではないということ、さらに世界のどこでも進歩派、左派の勢力が政権を持てる時期は、保守政権に比べて短いということである。もちろん、政党は常に次の選挙で政権を取ることを目指さなければならない。しかし、本物の政権交代を起こすためには、指導者の育成と政策の練磨を重ねなければならないのであり、10年に一度政権交代を起こすことを目標にするという時間軸が必要である。目先の話題を追う政治ジャーナリズムにあおられて意味不明な野党再編を目指したり、名前の変更などの見せかけの改革を行ったりすることは、かえって政権交代の可能性を遅らせる。中期的な時間軸の下で、本格的な政権交代の準備をしなければならない。民主党に必要なのは、その時間軸である。

## 2. 民意の変化と民主党の課題

### (1) 民意の転回

次に、政治に対する民意の現状を見ておこう。発足以来安倍政権は高い支持率を持続していた。その理由は、何よりも景気回復への期待である。日経平均株価は2万円を超え、円安によって輸出企業の収益は増加した。生活実感として景気回復の恩恵を受ける人は多数派ではないが、好況感は政権に対する支持を押し上げる。2014年12月の総選挙でも、そのような漠然とした現状肯定感が安倍自民党の勝利をもたらした。

ただし、各紙の世論調査では、政策的選好と内閣支持の間に大きな矛盾が存在してきた。原発再稼働、集団的自衛権の行使容認などの重要な政策課題について、国民の多数は安倍政権の進める政策に反対している。しかし、支持率は40～50%を維持してきた。つまり、安倍政権の支持基盤は強固なものでは

なく、政策面で国民が安倍路線を支持しているわけでもない。株価が下がり、景気が減速すれば、たちまち政権支持は低下するという脆弱な構造が続いていた。

しかし、安保法制をめぐる国会審議が進むにつれて、民意の変化が起き始めた。安全保障法制の政府案について、衆議院憲法調査会で3人の憲法学者がそろって違憲と断じたことから、世論は大きく変化した。ラルフ・ダーレンドルフは、東欧革命の分析の中で、政治には、憲法・政治体制をめぐる政治 (constitutional politics) と通常の政治 (normal politics) の二種類があると述べている。政治体制をめぐる政治とは、民主主義、議会制度、人権など政治の基本原則と制度をめぐる論争であり、通常の政治とは一定の民主主義制度の上で資源配分をめぐる行われる日常的な権力行使や競争である。成熟した民主主義国では憲法原理が定着しているため、体制をめぐる政治は後景に退くが、日本はそうではない。安倍首相は、政権持続のためにアベノミクスを前面に打ち出していた。しかし、昨年7月1日の閣議決定以後、集団的自衛権をめぐる憲法政治を前面に出すようになった。そして、国民の多くは従来の平和主義や民主主義が安倍政治によって脅かされるのではないかと危機感を抱くに至った。

この危機感は新しい政治運動を起こす原動力となった。学生はLINEやメールで組織を広げ、数千さらには数万の市民を国会議事堂の周辺に集めることに成功している。こうした学生を見て、学者も沈黙を保つことを恥じ、安保法制反対や、戦後70年談話において侵略への反省と謝罪を明らかにすることを求めることなど、政治的発言をするようになった。安保法制の強行採決を契機に、安倍内閣の支持率は低下し、50%前後を保っていたものが40%を切る水準まで低下し、多くの調査では不支持が支持を上回るようになった。

今、新しい政治文化が生まれようとしている。それは、公共的利益の形成に自ら積極的に発言し、参加しようとする市民の運動である。も

ちろん、こうした運動をそのまま既成政党の下部団体に組み込むことは不可能である。しかし、民主党はこうした市民と関心を共有し、これらの人々の願いを議会政治の中で実現することを目指すべきである。

## (2) 民主党の課題

野党のロールモデル（仕事の型）は一つではない。場面と課題に応じてモデルを使い分ける柔軟さが必要である。第一は、戦う野党、英語で言えばオポジションである。野党は、特に議会の中では政府与党を批判し、その横暴に抵抗することを任務とする。その時、中途半端な対案など必要ない。特に、政治体制をめぐる政治が前面に浮上しているような状況では、憲法と民主主義を守ることを頑強に唱え、それを壊そうとする権力に異を唱えることが唯一の対案である。最近の報道では、民主党内の一部議員グループが安保法制に関して対案を作成することを模索し、それを通して野党再編を進めるという構想もあると伝えられている。「対案型野党でなく反対野党のままでは政権の受け皿にはなれない」と発言した政治家もいるそうだが（『毎日新聞』7月22日朝刊）、見当違いも甚だしい。立憲主義と民主主義という本来の争点を見失えば、危機感を持つ市民から見放される。

第二のモデルは、提案する野党である。通常の政治の局面では、野党は政府の政策を批判するだけでなく、自らよりよい社会のイメージを喚起しなければならない。現代の政党政治においては、昔のような明快な対立軸が立てられないという指摘もある。しかし、程度の差を競うことにも意味はある。税と社会保障、エネルギーの将来、温暖化対策のための費用負担、どれをとっても白か黒かの二分法では語れない問題である。程度の差にこそ政党の思想が現れる。この点で、民主党は2012年総選挙で掲げたマニフェストを出発点に、民主党政権の一応の到達点からさらに前進するという議論を重ねていかなければならない。

第三のモデルは、回転する野党である。これは、台風のイメージである。台風は水温の

高い海で海面から上昇する水蒸気を含んで発達する。雇用、介護、教育、地域経済など社会の現場で課題を発見し、そうした課題解決に取り組んでいる人々の要求を吸い上げながら政党としての活動を回していくというのが第三のモデルである。そのためには、地方議員、地域社会において介護、環境などに取り組む様々な団体との連携が不可欠である。民主党政権時代にも、NPOの寄付税制や自殺対策のテーマでは、回転体のモデルを実践できたはずである。これをあらゆる政策分野に拡大することが、次の政権交代のための鍵である。

安倍政権が暴走している今、数年先の政権交代を見据えるなどと呑気なことを言っている状況である。政治体制をめぐる政治の舞台では正面から権力と対決しなければならない。この点について、民主党は感度よく反応し、市民運動との連携も進めている。政治体制をめぐる決戦は来年の参議院選挙であり、そこで野党協力を図り、自民党の憲法改正の野望を砕かなければならない。この政治思想にかかわるテーマについては、妥協の余地はない。そして、そこで思想の軸を立ててこそ、市民の信頼も得られる。

同時に通常の政治で競うべき政策の体系を準備することも急務である。その際、自民党との対立点は、持続可能性の有無になるだろう。安倍政権は、持続可能性を無視した金融政策によって円安と株高を実現し、それだけに依拠している。中長期的課題である人口、雇用、地域社会の維持、環境、防災などの課題について、持続可能性という観点から対案を作り出し、日本の将来に対する市民の希望を取り戻すことこそが、政権への挑戦の作業である。この作業は、日常的な回転のモデルの上に、党の知的中枢部が政策の体系を打ち出すという組み合わせで追求すべきである。

野党結集のスピードなど、二次的問題である。党の内外の知を結集して、政治に課せられた難題に対する民主党としての答えを出すことが、党再建の王道である。

# 民主主義とメディアの役割

永田 浩三

(武蔵大学教授・ジャーナリスト)

## 1. 戦争法案強行採決、自民党の報道威圧発言

自民党の暴走が止まらない。安全保障関連法案は、7月15日に委員会で強行採決され、翌16日衆議院本会議で与党と次世代の党によって可決された。平和主義だけでなく、民主主義・立憲主義への破壊行為だった。

メディアへの攻撃もすさまじい。6月25日、安倍総理に近い自民党若手議員が、自民党本部で勉強会を開いた。その名は「文化芸術懇話会」。講師は、今年2月までNHK経営委員を務めた百田尚樹氏。文化人?のなかで、今や安倍総理の最大の応援団を任じる代表選手だ。「沖縄の二紙はつぶさないかん」「普天間はもともと田んぼだった」「基地周辺に行けば商売になるといって住みだした」「沖縄のどこかの島が中国にとられれば目を覚ますはず」と百田氏。大西英男議員は「マスコミを懲らしめるには、広告料収入がなくなるのがいちばん」と語った。

名指しされた琉球新報と沖縄タイムス。7月2日の外国人記者クラブで、二紙の編集局長が記者会見した。琉球新報の潮平芳和編集局長は、沖縄の新聞は戦争協力の反省から再出発した。偏向呼ばわりは心外だ。メディアが権力を監視することが平和につながる」と語り、「問題は、自民党議員が百田氏の発言を引き出したことだ」と指摘。勉強会に出席した一部議員が「沖縄の世論がゆがんでいる」「正しい方向に持っていくにはどうしたらいい

か」などと発言したことに対して、「沖縄県民を非常に愚弄するものだ」と語気を強めた。タイムスの武富和彦編集局長は、「自民党こそが正論だというおごりがある」と批判した。

今回の出来事は、自民党の失言という見方もあるが、わたしはそうは思わない。外部に伝わってもまったく平気どころか、伝わることを前提に語っている。ヤクザで言えば「ヒットマン」「鉄砲玉」の役割を担おうとした。現に、大西英男議員は、「マスコミを懲らしめるという気持ちがある」と再三強調している。ここまでの事態であっても、NHKニュースは「マスコミ批判」という文脈でしか伝えなかった。しかしこれは批判ではない。威圧であり威嚇であり弾圧予告だ。マスコミよ、恐れろ、自粛しろと言っているのだ。失言して困るのはかれらなのだが、怯えるのはメディアの側だ。NHKは強行採決が行われた日の委員会の質疑をほとんど放送せず、最後の怒号の中での可決成立場面だけを正午のニュースの枠を広げて、生放送で紹介した。ニュースの扱いも小さかった。TBSのニュース23やテレビ朝日の報道ステーションに比べ、あまりに異常である。

7月20日、新聞各社は世論調査を行い、安倍政権の支持率を発表した。6月に比べて支持率は7～10%近くも下落し30%半ばとなり、不支持が支持を上回った。盤石のような政権に若干の陰が見えてきたことで、安倍総理

は、インターネットテレビに加え、フジテレビやBS日テレの番組に出演した。なかでもフジテレビでは、集団的自衛権を火事にたとえた模型を使い、総理自らが説明に努めた。しかし、火災のようすが腐った生肉のように見えてしまい、気持ちが悪い、火事と戦争は違いすぎるなど、評判は惨憺たるものだった。ネトウヨのようなネットテレビや、産経と読売系列のテレビが救命ボートを差し伸べたが、うまく機能しなかった。

## 2. 自民党からテレビ2社への圧力

昨今のテレビ界を震撼させた出来事。『報道ステーション』と『クローズアップ現代』において事実でないことが放送されたとして、4月17日、自民党の情報通信戦略調査会が、テレビ朝日とNHKの幹部を呼んで事情を聴取した。一政党がテレビ局の幹部を呼びつけるのは異常だった。

自民党のどこが問題なのか。自民党が呼び出した大義は、「放送法」に違反した疑い。たしかに、放送法の第4条第3項には「報道は事実をまげないですること」と書かれている。しかし、そもそも放送法は、日本国憲法を放送という道具を使って日本社会に広めるための理念を記したものだ。健全な民主主義の発展のために、放送はいかにあらねばならないかが書かれている。そのために、放送は自立し、権力の介入はあってはならないとしている。

放送法の目的について、第1条第2項にこうある。「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」

つまり、「表現の自由」がもっとも大切な価値であり、その実現のための「武器」として、不偏不党や真実および自律が必要だとしている。

第3条ではさらにこう言っている。「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」。日本国憲法第21条にさだめられた表現の自由の裏打ちされた条文だ。そこで、

放送メディアの編集の自由、自主・自律が明確に保障されている。自民党の行為は、放送法第3条に反する放送メディアに対するあからさまな干渉にあたる。

放送法がつくられたのは1950年。朝鮮戦争が勃発し、占領政策が大きく転換する時代だった。放送の世界における戦後民主主義は少し遅れて始まった。かつてラジオが政府や軍部の宣伝機関に成り下がり、アジアと日本のひとびとを戦争に導いたことへの反省を踏まえ、放送局が権力から独立したものになるように生まれ変わる。そして健全な民主主義のために役に立つよう職責をかけて仕事をする。これが放送法の原点だ。なかでも放送法第1条3項は、NHKの人間が片時も忘れてはならない条文だ。「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」。これこそがNHKの人間の使命だ。自民党はそうしたことを知ってか知らずか、放送への攻撃を繰り返している。これもまた「戦後レジーム」からの脱却の一環だろうか。

放送局を所轄する総務大臣を務めたこともある菅義偉官房長官はしばしば放送法に言及する。3月末の会見。「放送法という法律があるので、テレビ局がどう対応するか見守りたい」。自民党によるテレ朝呼びつけの伏線はここにある。もっと前の伏線で言えば、1993年6月のニュースステーション椿報道局長発言事件だ。(ちなみに、椿事件は事実無根の言いがかりだった。)

菅発言の理由は、3月27日の「報道ステーション」に出演した元官僚の古賀茂明氏が、自身がスタジオゲストの降板をめぐり菅義偉官房長官を名指しして首相官邸から圧力があつたと語ったからだ。古賀氏は、自民党の事情聴取の前日、有楽町の日本外国特派員協会に数十人の外国人記者たちを集め記者会見を開いた。その場で古賀氏は、「メディア側が政権とのあつれきを回避し、自ら表現の範囲を少しずつ狭めている。報道に自粛の動きがあり、その結果、政権に都合のよい情報が流れ、「国民が本当のことを知ることができなくなる恐れ

がある」と語った。

### 3. 「クローズアップ現代」やらせ疑惑から 浮かび上がるもの

自民党が事情聴取したもうひとつの番組が『クローズアップ現代』だ。わたしが32年務めたNHKでの仕事で、もっとも長くプロデューサーとして関わったのがこの番組だ。

1993年に始まったNHK「クローズアップ現代」は、放送3500回を超える直球で勝負する社会派の情報ドキュメント番組だ。昨年7月には菅官房長官をスタジオに招き、解釈改憲による集団的自衛権行使容認の問題点をたどした。その番組が一転、NHK攻撃の材料に使われている。

問題となったのは、昨年5月14日に放送された「追跡`出家詐欺、」。多重債務者を出家させ、戸籍上の名前を変えることで、金融機関からさらなる融資を引き出す詐欺の実態を追ったものだ。番組では、詐欺ブローカー（仲介人）と活動拠点を突き止めたとして、ブローカーと多重債務者が相談する様子を外部から隠し撮り風に撮影。相談後、外に出た多重債務者を記者が追いかけて、突撃取材を行う場面も紹介された。ところが、今年3月、ブローカーとされた人物が「依頼されて演技した」と週刊誌に「やらせ」疑惑を告発。NHKも内部調査に乗り出した。今回の自民党による事情聴取は、局内の調査委員会が中間報告をし、4月28日に最終報告書を出す11日前に行われたのだった。

最終報告書によれば、ブローカーと多重債務者の両者とも担当した大阪放送局の記者とは以前からの知り合いで、活動拠点とされたビルはしつらえたものだった。しかし、隠し撮り風の撮影は「過剰な演出」と認めたが、「やらせ」ではないという結論に落ち着いた。取材の過程で、厄介な人間に関わったことが災難だった、そんなふうを受け取れるような報告書だった。だがわたしは、この報告書に疑問を持っている。まず相談の場面。「隣のビルから窓越しに望遠レンズで撮影し、音声はクリアに拾え、雑音もない。しつらえた映像だ

とテレビの編集に関わった人間なら分かる。実は記者はふたりと同じ部屋の脇にいて、出演者に細かな指示を出していた。これを『やらせ』と言わずしてなんとしよう。病が深いと感じるのは、そのラッシュや編集を見たであろうデスクやプロデューサー、編集マンたちが異を唱えなかったことだ。「出家詐欺」というヤバイ話は、隠し撮り風を装わなければ、視聴者が「危険な話だ、と分かってくれないと信じていたとしたら、視聴者を馬鹿にした話だ。23年間番組を応援してくれた視聴者への裏切りにほかならない。

### 4. 自民党に庇護されるNHK初井体制

安倍総理とNHKとの間には曰く言い難い歴史がある。安倍氏が国会議員となったのは1993年。その2年前1991年金学順キムハクスンさんが、「日本軍の『慰安婦』被害者でした」と本名で名乗り出たことを受けて、「慰安婦」問題が世界から注目され、河野官房長官談話が出された年だった。河野談話を受けて、教科書に「慰安婦」についての記述がなされるようになるが、安倍氏らは、「慰安婦」の証言には信ぴょう性が欠けているとして、記述排除の動きを強めていく。その流れで起きたのが、2001年1月のETV番組改変事件だ。安倍氏は、番組で「慰安婦」の証言を紹介するにあたって、「公正中立」に扱うように述べるとともに、「おまえ勘ぐれ!」と言ったとされる。「公正中立」の言葉の裏を汲むようにしろということだ。この出来事は、2005年1月朝日新聞取材によって明るみに出たことで、安倍氏による朝日パッシングが本格化する。そして、去年、吉田証言の取り消しと謝罪を契機に、朝日叩きはピークを迎えた。

NHKと安倍氏との関係で言えば、2005年の朝日のスクープ記事をNHKは完全否定。以来ずっと安倍氏に恭順の意を示すことを強いられてきた。そして去年1月、麻生太郎副総理のお友だちであった元三井物産副社長の初井勝人氏が、新しいNHKの会長に選ばれた。その前年、いま話題の百田氏や埼玉大学名誉教授の長谷川三千子氏といった安倍氏のお友

だちがNHK経営委員に選ばれたのを受けての流れの帰結だった。舛井氏は、就任の記者会見で、「(国際放送においては) 政府が右と言うものを左と言うわけにいかない」「戦争のあるところ、どこにでも慰安所制度はあった」「総理が靖国神社に参拝されました、以上ピリオド(論評の必要がない)」といった発言で顰蹙<sup>ひん</sup>を買<sup>し</sup>い、さらに自分の気に入った人間を重用し、気に入らない人間を排除、退任させるという野卑な行為を繰り返した。舛井氏の常軌を逸した言動が、いまの公共放送NHKの変質の要因のひとつであることは間違いない。そうしたお粗末な会長をやめさせないための後ろ盾になっているのが安倍政権である。だから、「クロ現」への事情聴取でも出向かざるをえない。政権への借りが膨れ上がり逆らえないNHK。その結果、もたらされるものは、国民の知る権利に答えるという職責をないがしろにする今のニュースの惨状だ。こんなことでいいはずはない。

## 5. メディアはいかにあるべきか

秘密保護法、NHK会長のダッチロール、メディア首脳との会食、朝日新聞バッシング、「報道ステーション」や「クロ現」への干渉、自民党による事情聴取。これらは、安倍政権によるメディア支配と国民支配という戦略の流れの中にある。

一方、欧米では放送局免許・監督は政府与党から切り離し、独立した行政委員会に委ねられるところが多い。全米独立行政委員会は、例えば公正取引委員会のような独立性を担保しているが、かつて冷戦下、米ソの核兵器開発を巡ってマッカーシズムの嵐が吹き荒れたときは、ラジオの免許取り消しといった州が出るなど、決して万能ではない。市民活動のさかんなアメリカでは、公共テレビPBSへの共和党の干渉に対して、市民の反撃が政治介入を阻んだこともある。イギリスの公共放送BBCは、アイルランド紛争、イラク戦争などでの政権の干渉をはねのけた。EUヨーロッパ連合は、いまギリシャ問題で危機にあるが、EUでは「報道の自由憲章」を制定、新聞、放送、ジャー

ナリストは民主主義の基礎だとして、各国政府にメディアや記者の取材の自由を徹底尊重することを求めている。いくつかの条文を紹介したい。

「報道の自由は民主主義社会に欠かせない。報道の自由、政治的、社会的、文化的多様性を守ることは政府の責務である」。

「検閲は認められない、すべてのメディアの独立性は守られる、メディア、ジャーナリストを一切の刑罰、抑圧の対象にしてはならない。独立性を妨げる立法は制定してはいけない」。

かつて戦争に加担し、多くの人を不幸に陥れた放送は、戦後70年の節目に、再びお国のプロパガンダに成り下がる。これでいいはずはない。市民の連帯によって、少しでも良い世の中に変えていく責任が放送に携わる人間にあると思う。健全な民主主義に資するための放送。それを血肉にし、日々の放送に生かすことがなにより大切だと思う。

最後に恐ろしいことが進行していることをお伝えしたい。テレビやラジオの番組を保存する国立アーカイブ構想が具体化している。地上波のNHK、民放キー局、BS放送7局、首都圏のAM・FMラジオの番組を収集・保存するものだ。しかし、沖縄選出の島尻安伊子<sup>あいき</sup>議員は、メディアの偏向報道について調査するために活用すると、3月に開かれた自民党の政策審議会で述べていたことが明らかになった。島尻氏は、「選挙では、わたしの地元(沖縄)のメディアは偏っていた。あのときどうだったのかを調査するのは大事だ」と述べた。アーカイブの設立趣旨は、日本の政治・社会・文化などの様相を伝える記録である放送番組を、出版物と同様に文化的資産として後世に継承することだった。しかし、島尻氏は、放送の事後検閲や公権力によるメディア監視を求めている。ほんとうにこれでいいのか。違う制度設計をめざすべきではないのか。わたしは、ETV事件のあと、最後の職場としてアーカイブに勤務した。アーカイブは、文化としての放送を市民が共有するためのもの。不埒な政治家が弾圧するためのものではない。

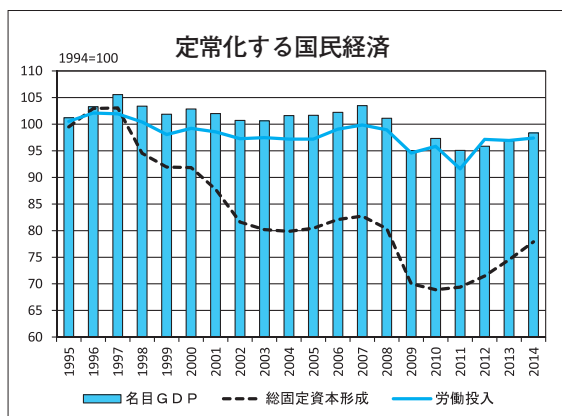
# 持続可能社会へのパラダイムシフト は可能か

－ J.S. ミルと T.B. ヴェブレンの遺産－

主任研究員 早川行雄

## I ポスト資本主義論

昨年は水野和夫の『資本主義の終焉と歴史の危機』がベストセラーとなったが、そのことに象徴されるように、昨今は資本主義に代わる市場経済の新しい生産様式をめぐる議論（以下「ポスト資本主義論」）が盛んである。興味深いのは、これら論者の多くがJ.S.ミルの定常状態（Stationary State）に言及していることだ。下図は1995年から2014年の20年間にわたる日本の名目GDPおよび、主要な生産要素である資本（総固定資本形成）と労働（雇用者数×総実労働時間）の投入量の推移をみたものだが、国民経済の長期停滞が明確に示されている。主要な先進国経済においても概ね同様の事態が進行しているようだ。このようなマクロ経済の実態がポスト資本主義論隆盛の背景にあるのだが、資本主義経済が利潤率の低下等をメルクマールとした広義の定常状態に逢着するという予想自体は、古典派、新古典派、さらにはマルクス、シュンペーター、ケインズの経済学にもみられるもので、今日の主流派経済学を除けば経済学説史上の共通認識といってもよいものである。その中でミルの定常状態論が注目される理由は、それが社会の経済的な行き詰りや終末としてではなく、資本の利潤拡大という文化的に不毛な活動を無用にし、労働者を苦役から解放して精神面も含めた生活の内実を豊かにする社会に道を開く画期として肯定的に描かれており、ポスト資本主義論としての今日的意義が再評価されているからである。



## II ミルの社会哲学

J.S.ミルの定常状態論は主著『経済学原理』第4篇の第6章で展開されている。その前段に当たる第3章では、産業的進歩の特徴的性質は「資本の増加」「人口の増加」「生産の改良」の三つに帰着すると述べており、いわゆる成長会計に近い考え方を示している。また生産技術の改良の中身については、「一層能率の高い機械の発明」「一層費用のかからない工程の発明」さらには「外国貿易による低廉な商品（原材料）の入手」を例示しており、シュンペーターのイノベーションに連なる発想も提示されている。

『経済学原理』の原題は“PRINCIPLES OF POLITICAL ECONOMY WITH SOME OF THEIR APPLICATIONS TO SOCIAL PHILOSOPHY”である。直訳すると政治経済学原理ということになる。政治経済学の方法論についてはジョン・ラスキンらの批判があったことにも留意しなければならないが、ここではミルが単に経済学と言わず、政治経済学とした趣旨について考察しよう。それは著者の序文にも明らかとなり、アダム・スミスの『国富論』に倣って、常に原理と応用の組み合わせに配慮し、人文科学の一部門としての経済学に含まれる観念や論題の範囲を超えて、社会科学の数多くの他部門からの学際的な知識と観念をもって実際問題の解釈と決定を行うことにある。すなわち人間社会の一サブシステムないしは下部構造としての経済のみならず、市場経済と市民社会を総体として捉え返す視点がそこにはある。それ故に、書名後段における政治経済学原理の社会哲学への適用ということが重要な意味を持つのである。本稿で取り上げた「定常状態」についての論考などは、その一つの典型であろう。

ミルはスミスに関して、論題を扱う実際的方法と理論に関する新知識を結合し、かつ当時の哲学と関連して経済学上の原理を実際問題に適用する途を説明したが、彼固有の論題と社会哲学を分離することがなかったため、『国富論』は多くの部分で陳腐化していると述べている。それにも関わらず、社会哲学の新たな進歩による最良の



思想に照らし合わせながら、『国富論』に修正を加えて、社会の経済現象を説明する試みが全くなされていないとの問題意識から書かれたのが『経済学原理』である。現時点からみれば、ミルの著書もまた歴史的経過による審判を免れないであろうが、今日的な社会哲学の到達点に立って、ポスト資本主義の視点からミルの定常状態論を再構築する試みも必要であろう。

ミルの社会哲学は後年の主著『自由論』に代表され、一般に公共の利益を重んじる功利主義思想として紹介されている。しかしミルが生きた時代は、チャーチスト運動や大陸の二月革命に象徴されるように、市場の自動調整からは満足を期待できない新興階級によって、自由放任への公的規制を求めるものへと公共性の理念が根本的に転換されつつあった。ハーバーマスの『公共性の構造転換』によれば「ミルはこのような情勢において、財産や性別や人種の貴族主義、商品所有者たちの少数派民主主義、大ブルジョワの金権主義、これらに反抗するすべての運動を、はっきりと是認している」のであった。ミルと同時代の経済学者マルクスも「ミルのような人々は、彼らの古い経済学的ドグマと彼らの近代的傾向との矛盾のために責められるべきだとしても、彼らを俗流経済学的弁護論者の仲間と混同することはまったく不当であろう」との評価を残している。ミルは『経済学原理』において生産・分配二分論を著し、私有財産制度の批判という社会主義の問題を経済学的に論じる枠組みを構築していたのである。

### III

## ヴェブレンと制度派経済学

宇沢弘文はミルの定常状態論に着目した経済学者のひとりだが、宇沢はミルの提示した定常状態、今日的用語法における持続的発展を可能にするのは、T.B.ヴェブレンなど制度派経済学の政策、すなわち社会的共通資本を最適形で建設し、サービスの供給を社会的基準に従って行うことであるとしている。ここで社会的共通資本とは、経済的、文化的にゆたかな社会を持続させるための社会的装置であり、職業的専門家によって、国家の介入や営利企業の参入を排除しながら維持管理されるものである。稲上毅の労作『ヴェブレンとその時代』によれば、ヴェブレンはケネーの重農主義、スミスらの古典派経済学、ミルの功利主義やマルクスの唯物史観、さらにマーシャルの限界効用理論にいたる経済学説史の批判的研究において、これらを総じて「正常」や「目的」といった自然法的価値観を内在化させた一種のアニミズムと規定し、これに非人格的・物質主義的な進化論的科学による経済制度の累積過程の因果的説明を対置した。ヴェブレンの主張の当否は別にして、SeinとSollen、すなわち社会認識の客観性（Wertfreiheit）と社会変革の主体性に関わる相互の区別と連関は、今日もなお重要な論点

である。ヴェブレンはロシア革命の時代を生きた経済学者であり、米国など営利企業形態が発達した先進国における革命的転換の基盤は、ロシア型の「労農ソヴィエト」ではなく「技術者ソヴィエト」であるとするなど（稲上前掲書）、Sollenとしての政治理論も展開しているところである。

都留重人も、「成長をやめることによって改革がいつそう期待されうる」というミルの定常状態に理論的関心を寄せた経済学者である。そして都留もまたアラン・グルチイを引きながら「経済体制の構造と機能に対する技術変化の影響」に焦点を当てたものとして、制度派経済学の今日的意義を強調している。都留によればこうした方法論は、マルクスが生産諸力と生産様式の弁証法的関係を述べたとき、彼の念頭にあったものだという。因みに都留は著書『制度派経済学の再検討』を「広義の「制度派」としてのマルクス政治経済学の再評価」から書き起こしている。同書によれば、ヴェブレンにおける資本主義社会分析の中心は「産業」と「営業」の二分法、すなわち付加価値を生み出す、もの作りの主幹である技術者や専門家と、金利差や価格差の鞘取りで利潤を稼ぐ金融業者や営利企業家との対立におかれ、産業技術者を先進国経済における進歩的要因とみなしていた。資本主義分析の理論を経済的側面（Sein）と政治的側面（Sollen）から複眼的に構成するのは制度派経済学の特徴であり、ヴェブレンは技術進歩が独占経済への道を開き、産業と営業の間の闘争を先鋭化させると予想し、営利企業の完全な支配は一時的なものだと考えたが、結局アメリカ資本主義の行く末に関わる明確な予測は行わなかった。しかしヴェブレンは死の数ヶ月前に、自分の最善の希望は共産主義であると言い遺したという（都留前掲書）。

経済成長は僅かだが高い産出水準が維持され、技術革新により生産性の向上も進んでいるのに、富める者と貧しい者の格差が拡大し、人々の生活からゆとりや豊かさが失われているのはなぜか。今日の経済学者が、こうした時代の提起する課題を正しく理解できず、彼らの誤った処方箋が世界にもたらした大きな弊害を、いままさにわれわれは日々体験させられている。今日の主流をなす「経済学」は擬似科学主義、成長至上主義、市場原理主義、金融万能主義など従来の経済学とは異質な教義に基づいており、机上の数理モデル内の閉ざされた空間で論理を完結しようとするため、個性ある生活者としての人間やその集合体としての社会に対する視座を持ち得ないのである。これに対する明確な対抗軸として実効あるポスト資本主義社会システム論（資本主義に代わる新たな市場経済のOS）の構築が望まれるところであり、ミルやヴェブレンら先人の叡智に今こそ多くを学ぶべきと考える。

\*なお本稿に関わる参考文献は連合総研「2015-2016経済情勢報告」第Ⅱ部第1章の参考文献を参照。

# ILO「世界の雇用および社会の見通し ～仕事の性質の変化 2015年版」

## はじめに

ILO（国際労働機関）が、本年5月に発表した2015年版の「世界の雇用および社会の見通し」の概要について紹介する。

副題に「仕事の性質の変化」とあるように、就労形態と職場組織の変化に焦点を当て、それが企業、労働者、そしてより幅広く仕事の世界にどのような影響を与えているかについて報告されているとともに、世界全体及び地域別の雇用者に関する最新の統計に加え、有期契約やパートタイム契約の労働者比率も示されている。さらに、社会的保護や労働分野の規制を通じて不平等の拡大を是正する方法に関する政策提案も含まれている。また、今回特徴的なのは、グローバル・サプライ・チェーン（以下、GSC）の状況を取り上げたことで、関連する労働者数の統計などに加え、GSC参加部門における生産性と賃金の関係、GSCの役割などについて考察されている。

本欄ではこの中から、労働規制が労働市場と社会に与える影響について論じた「第4章 労働分野の規制と雇用形態」と、GSC関連の問題を取り上げた「第5章 グローバルな生産パターンの変化と、企業と雇用に与える影響」の二つの章を取り上げ、その概要を紹介する。

## 1. 世界的に多様化する雇用形態

雇用関係は多様化、不安定化が進んでおり、期間の定めのないフルタイムベースで雇用されている労働者は雇用者全体の5割に満たず、労働者全体で見ると4人に1人にしかすぎない。しかもこの割合は低下傾向にあり、このモデルはますます代表的ではなくなっているとしている。この背後にある重要な要素は、新技術と、企業の生産組織における変化であり、大多数の労働者に標準的な就業モデルを達成することはますます困難になっていると指摘している。

その上で、公共政策はフルタイムの正社員形態への移行を促進することだけに焦点をあてるべきではなく、あ

らゆる就業形態の労働者への十分な保護措置の確保も考慮すべきであると提言している。

## 2. 「第4章 労働規制と雇用形態」について

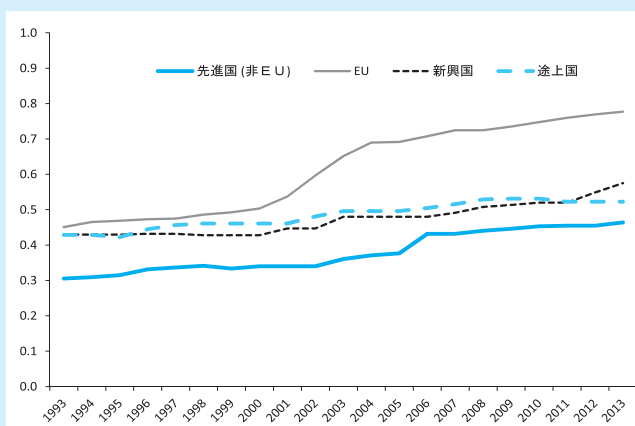
まず、労働規制が労働市場のパフォーマンスに与える影響の重要性が認識され、議論が活発化している中で、労働規制の経済的効果に関する最近の研究では、「中立的」との見解が主流になりつつあるとし、この認識に立って、労働規制の主要な側面と労働市場・社会に生じた結果との関係について検討している。

### A. これまでの労働規制

ここでは、ケンブリッジ大学ビジネスリサーチセンターの労働規制インデックス（CBR-LRI）による63カ国のデータを使って、「多様な雇用形態（DFE）に対する法的規制の強化」と「雇用保護法制（EPL）の動向」について分析している。このインデックスは、各国の法規制の内容（例えば、労働者の法的地位、有期・派遣労働者などへの規制、雇用保護など）をカテゴリー別にデータ化したもので、0（保護がない）から1（強く保護）の間の数字で表されている。

このデータを使い、1993年から2013年を対象期間とし、各国を日本、韓国、アメリカなどの「先進国（非

図1 「DFEへの規制指標の国グループ別の動向」



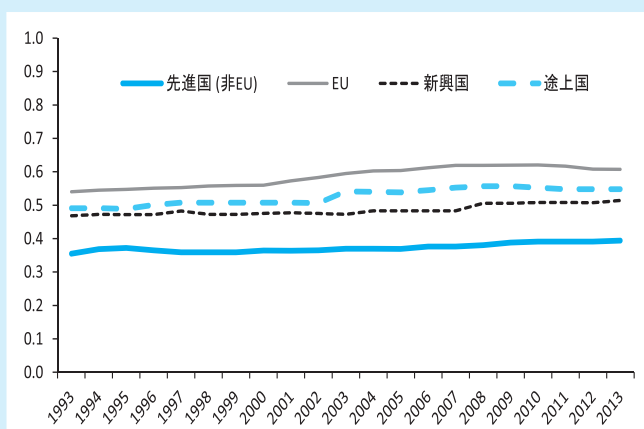
資料出所：ILO「世界の雇用及び社会の見通し 2015年版」より作成。

EU)、「先進国 (EU)」、中国、ブラジル、アルゼンチンなどの「新興国」、中東・アフリカ諸国、マレーシア、フィリピンなどの「途上国」の4グループに分けて比較している。

まず、多様な雇用形態に対する法規制の動向をみると(図1)、程度の差はあれ、どのグループも上昇傾向にあるが、EUグループの、特に2000年～2004年の上昇が顕著で、ペースは鈍るが世界危機の間も上昇している。また、途上国グループは年代が進むにつれて変化が緩やかになり、ここ10年はほとんど変化していない。また、非EU先進国が最も低く、緩やかなパターンで、危機以降はほとんど変化がない。変化のレベルとその範囲は、地域・国ごとに相当程度違いがある。

次に、雇用保護法制の動向を見ると(図2)、全体的に見て、どのグループも比較的一定しており、上昇はわずかである。EUは2000年からの増加が顕著だが、世界危機以降、相対的に低下しており、途上国も同様の傾向である。また、非EU先進国と新興国では2007年以降も上昇している。

図2 「EPLの国グループ別動向」



資料出所：ILO「世界の雇用及び社会の見通し 2015年版」より作成。

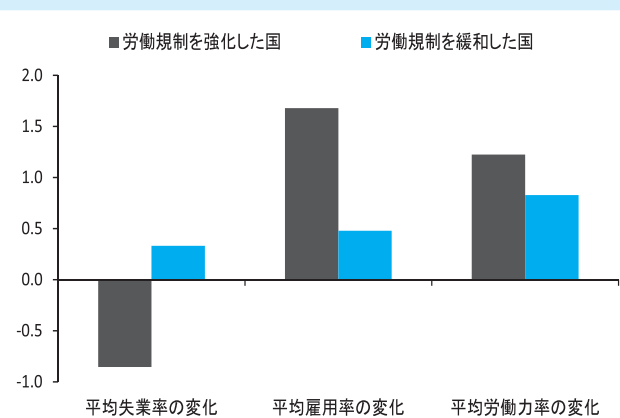
### B. 労働規制が労働市場と社会的結果に与える影響

労働市場規制改革は、より平等で包摂的な発展のために極めて重要なツールであるとし、世界危機以降の低成長と失業増により、規制改革が集中的に実施され、雇用と社会的課題にいかに対応するかが議論の中心になっていると述べている。しかし、望ましい労働市場の姿と社会的アウトカムの達成にどの程度効果的なのかは、大きな疑問だとしている。伝統的な経済理論では、使用者の解雇権を制限すると、採用コストが上昇し、結果として雇用が減るとされるが、EPLが雇用と失業に与える効果は、肯定的にも否定的にもなりうるが、どちらにせよ

非常に限定的で、過度な規制も過小な規制も避けるべきだとまとめている。

多くの先行研究でも、労働規制の効果(影響)については、限定的・部分的なものにとどまっているが、一つ興味深い分析結果が示されている。それは、規制が強化した国のグループと緩和したグループに分けた比較である。短期の比較(法改正2年後と改正前)では有意の違いは見られなかったが、1993年～2013年を比較すると、強化したグループは失業率が低下、緩和したグループは上昇、雇用率と労働力率は規制を強化したグループの方が高いという結果がでてくる。(図3)

図3 「EPLの2007年と2013年の差(パーセントポイント)」



資料出所：ILO「世界の雇用及び社会の見通し 2015年版」より作成。

### C. まとめ

一定期間における労働規制の変化を数値化することは、変化しつつある経済的環境と政治的・社会的選好の中で、労働規制と労働市場がどのように展開されていくかを理解するための重要な第一歩であると評価。そして、経済や雇用創出にほとんど影響を与えずに、広範囲にわたって多様な労働規制が描けるが、問題は、どのように規制を描くかで、緩すぎても厳格すぎても、経済成長、効用創出、平等、社会的統合にとって逆効果であると述べている。また、本章の分析では、労働者保護法の強化には、認識できる否定的な効果はなく、労働規制が、注意深く設計されたものであれば、雇用創出を阻害することなく、様々な形態の雇用にある労働者に保護を提供できるとまとめている。

## 3. 「第5章グローバルな生産パターンの変化と、企業と雇用に与える影響」について

本章では、グローバル経済のキーとなる特徴は、製造工程の細分化(フラグメント化)の進行であるとし、

GSCを使って様々な活動や業務が分散化（細分化）し、深刻な社会・経済的影響を与えていると指摘。この背景にあるのは、輸送コスト削減効果と、情報通信技術（ICT）の発達で、物理的な距離は、製品、サービス、情報の移動にとってもはや何の障害でもなくなり、この結果、世界経済の構造は劇的に変化し、先進国、新興国両方の企業と労働者に異なる影響を与えながら、新しいタイプの利益とリスクをもたらしていると述べている。

まず、製造の国際化に関する世界的な傾向について検討し、GSCにリンクする雇用数の推計を提示している。次に、企業のGSCとの関わりと、仕事の質に関するいくつかの指標との実証的な関係を、親企業とサプライヤー企業の両面から業種レベルで分析し、GSCに関連する企業にとっての経済的利益と注意点について検討している。特に、GSCへの関与によって得られる企業の経済的利益が、労働条件の向上を伴うものになりうるための条件に焦点を当てている。その上で、これらの分析を基に政策提言が示されている。

#### A. グローバルな製造パターンと国境を越えた仕事の編成

ILOの手法に基づいた推計では、GSCに関連した雇用は、絶対量も、雇用全体に占める割合も急激に増加しており、データが入手可能な40カ国についてみると、1995年では、2億9千600万人だったが、2013年には4億5千300万人に増加し、新興国での増加がほとんどを占めている。また、GSC関連の雇用は雇用全体の20.6%（1995年は16.4%）であることも示されている。この増加の多くは1990年代から2000年代初頭のGSCの増加によるもので、新興国のGSC関連の雇用は、危機前の1995年から2007年に1億6千万増加しているが、危機後の2008年から13年には4千400万減少したと示されている。特に、世界危機後の減少傾向は、世界的な成長の低迷と総需要の弱さに加え、危機の間に、GSCに関連したリスク意識が高まったことで、国外に出していた仕事を、親企業の母国に戻すようになったことが原因ではないかと分析している。

#### B. GSCが雇用形態と企業に与える影響

GSCへの参加は企業にとって、生産性向上などの経済的利益に結びつくものだが、GSCは賃金や雇用形態など、雇用の質の様々な側面に影響を与えると述べ、経済的利益は自動的に労働者の利益になるわけではないと指摘する。

セクターごとの分析によると、GSC参加はより高い生産性（労働者一人当たりの付加価値として計算）と関連していることを示唆しているが、労働者一人当たりの平均賃金の関係では有意の効果は見られなかったとしている。このことは、GSCの過程で生み出された付加価値が、労働者に対して相応に配分されていないことを意味する。

また、労働条件と雇用形態の向上が、特にサプライヤー企業において困難で、多くのサプライヤー企業は、受注競争の激化のために交渉力が削がれ、親企業の交渉力の優位性が高まったことが背景にあるとしている。例えば、バングラデシュの縫製業では、サプライヤーの利益マージンが、1995年の24%から、2004年には7%に落ち込んでいることが示されている。さらに、不安定な発注量に即応する必要があることが、長時間労働、不規則な労働時間、雇用契約の短期化などにつながっていると指摘している。

一方、労働条件の面で改善が見られるところでは、労働者の参加や、親企業からの財政的、継続的関与が重要な役割を果たしているとして、「バングラデシュにおける火災予防及び建設物の安全に関する協定」が好事例として取り上げられている。グローバルなバイヤー、サプライヤー、そして労働組織の対話の推進を訴えている。

#### C. 政策的考察

本章のまとめとして、生産性、経済発展、ディーセントワークの創出を拡大するGSCの潜在力を向上させるためには、包括的な政策と、特定の産業、企業、労働者のタイプなどを対象とした個別政策の両方が必要であると述べている。各国の経験から、バリューチェーンにおけるコストと利益のより公正な配分と、GSCと経済的・社会的恩恵のより良いリンクを促進させるような政策の選択肢が示唆されると提起し、健全な労働規制と制度を補完するために、親企業はGSCの持続可能な発展に取り組む役割を持っていることを指摘している。

とりわけ、GSCにおける経済的利益と社会的利益のより良いリンクを可能にする環境整備のためには、社会対話が決定的に必要であることが強調されている。社会対話は、仕事組織、安全な職場慣行、技術革新とリストラチャリングなどに、社会的パートナーが参画することを通じて、生産性向上を確かなものにし、労働者の権利尊重を確実にするために不可欠であり、これは企業レベル、セクターレベル、国レベル、さらには国際的な社

会対話を通じて、様々な政策レベルで可能であると述べている。

近年では、多国籍企業とグローバルユニオンとの間で締結された国際枠組み協定の数が増えつつある。これらは、労働者の代表と交渉し、実施され、監視されているという点で、企業によるコンプライアンスの取り組みとは違うとしている。また、欧州指令による「欧州従業員代表委員会」の設置や、ILOとIFC（国際金融公社）とのパートナーシップによる「ベターワーク計画」などが紹介されている。

## おわりに

この報告書は、今回紹介した部分の他にも、雇用の多様化に焦点を当て、多くの関連データとその分析、政策提言が盛り込まれている。言うまでもなく、日本でも雇用の多様化、不安定化が進んでおり、この報告から多くの示唆を得られるのではないかと思う。

労働分野の規制に関しては、現政権をはじめ、以前から労働規制緩和によって雇用を流動化することが経済の活性化につながると主張されてきた。また、日本は解雇規制が厳しすぎるなどという誤った見解もいまだに多く見られる。本報告の第4章の分析で使用されていた「ケンブリッジ大学ビジネスリサーチセンターの労働規制インデックス（CBR-LRI）」の国別データは入手可能であり、これを活用した新たな研究の可能性もあるのではないだろうか。

報告は、労働規制の効果に関する実証的な研究の最大

の難関は方法論の確立で、数字では表しにくい法律や制度を、いかに効果的かつ透明性のある方法で測定するかが課題だと述べられている。各国の労働市場規制と柔軟性を比較評価するのは極めて難しいので、正確な効果の検証には限界があるという指摘もあるが、今後この分野での研究の進展が望まれる。

GSCに関連する章では、労働者・労働者組織の関与の重要性が指摘されていた。来年6月のILO総会では、この問題が議題の一つとして取り上げられると聞く。国際的な労使それぞれの団体は、すでに準備に余念がないことと思う。この報告で述べられているように、GSCが雇用に大きな影響を与えていることから、実効性のある結論につながるような、政労使による有意義な議論を期待したい。また、GSC関連においては、利益が労働者に適正に分配されていないことや、受注競争の激化、親企業の優位性などによってサプライヤー企業では、短期雇用契約や長時間・不規則な労働時間などの問題があることなどが指摘されている。これは日本の親企業・サプライヤー企業双方にとっても重要な課題として認識され、労使による改善の取り組みが必要である。また、企業と労働組合がお互いをパートナーと認識しながら、労働や人権、環境などについて、企業の社会に対するコミットメントを推進することを目的に、グローバル企業と国際産別組織（GUF）の間で締結する「グローバル枠組み協定」も、日本を母体とする企業の例は極めて少ない。この面でも労使による一層の努力が求められる。

## 第28回「連合総研フォーラム」のご案内

—2015～2016年度経済情勢報告—

- 日 時 2015年10月28日(水) 9:30～12:30 (仮)  
○場 所 JA共済ビル カンファレンスホール  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル1F TEL: 03-3265-8716

### プログラム

基調報告： 連合総研所長 中城 吉郎  
基調講演： 法政大学大学院政策創造研究科教授 小峰 隆夫氏  
(連合総研経済社会研究委員会主査)  
パネル・ディスカッション

#### <お申し込み方法>

連合総研ホームページ上の専用フォーム (<http://www.rengo-soken.or.jp/>)、もしくはFAX (03-5210-0852) にて、10月14日(水)までにお申し込みください。

# 最近の書棚から



村上由紀子 著  
NTT出版  
定価2,500円(税別)

日本経済は、最近、緩やかながら回復傾向にあるものの、バブル崩壊後、「失われた20年」といわれるなど長期の停滞を続けてきた。一方、世界経済に目を向ければ、経済のグローバル化は一層進展し、ヒト、モノ、カネの国際的な流れはますます活発化している。こうした状況において、本書は、ヒトの国際移動、特に高度人材の国際移動と経済成長や国際競争力の源泉にもなるイノベーション（知識創造）との関係を分析し、国や企業などにおける施策への提言を行っている。

本書において、まず、高度人材と呼ばれる人々の国際移動の現状を明らかにした上で、高度人材の国際移動が知識創造プロセスを経て生まれる「イノベーション」にどのように貢献するのかななどを、理論的に4つのポイント（効果等）に整理している。ポイントは、①知識の運搬、②知識の移転・交換の

## 『人材の国際移動とイノベーション』 高度人材の国際移動の現状と課題を論じる

チャンネル、③知識の獲得とネットワークの形成・拡大、④多様性による知識創造プロセスの促進と阻害の4点としている。

このポイントを生かして、高度人材の国際移動について、日本で働く高度外国人材、日系多国籍企業内の海外派遣者、国際移動を行う日本人研究者、高度人材の卵ともいえる留学生といった幅広い類型から詳細に分析をしている。

日本で働く高度外国人材については、①知識の運搬、②知識の移転・交換のチャンネル、③知識の獲得とネットワークの拡大において効果があるが、④の多様性による阻害を克服するためには多様な嗜好をもった人々を包摂する内部労働市場の制度や仕組みの再構築が重要であるとしている。日系多国籍企業内の海外派遣者については、②知識移転を介してイノベーションに貢献しているが、海外派遣者のキャリアパスが不明確などの問題もあり、その確立が重要であるとしている。国際移動を行う日本人研究者については、頭脳流出した日本人研究者がアメリカに居住しながら、日本で研究を行う日本人研究者と国際協同研究を行い、アメリカと日本との間の②知識移転のチャンネルになっていることを示している。アメリカから帰国した日本人研究者の業績低下と日本の研究開発環境の問題に

についても注意喚起をしている。留学生、特に、日本への留学生については、日本企業の採用に当たり、日本語能力が重視され、日本人と同様のエントリーシートなどが求められるなどにより、日本で就職を希望してもかなわず帰国する留学生が少なからず存在し、大学から労働市場への移行に課題があるとしている。

このような分析を踏まえ、日本経済が不確実性を超えて発展していくために、高度人材の国際移動によるイノベーション（知識創造）の重要性を改めて示した上で、国や企業などに対する施策等を整理し提言を行っている。

本書は、高度人材の国際移動を留学生にまで範囲を広げ、現状を的確に示した上で、高度人材の国際移動と経済成長などの源泉にもなるイノベーション（知識創造）との関係について、事例も交えてその効果と課題などについて論理的に分かりやすく整理し示している。経済のグローバル化が一層進展する中、日本経済が更に発展していくためには、海外からの高度人材の受け入れやグローバル人材の養成・海外への派遣など高度人材の国際移動が重要であるが、その重要性について、改めて効果や意義などの観点から整理でき気付くことができる有用な書物である。

## 若者と政治

安保関連法制などをめぐって、国会前での抗議行動、集会など、学生を始めとする若者たちが声を上げ、行動を起こしつつある。また、来年の参議院選挙から、選挙権年齢が18歳に引き下げられる。そこで、今月の特集テーマにあわせて、若者と政治意識に関するいくつかのデータを紹介したい。

まず、内閣府の「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成25年実施）」<sup>1</sup>によると、「あなたは、今の自国の政治にどれくらい関心がありますか」という問いに対して、「非常に関心がある」と答えた割合は9.5%で、調査対象国中で最も低く、「どちらかといえば関心がある」と合わせて50.1%である（図1）。この二つを合わせた数字では、46.4%のスウェーデンに次いで低い。

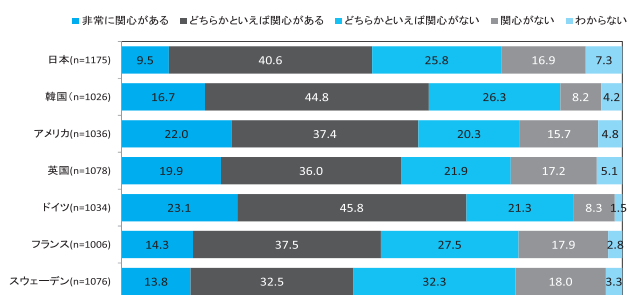
この7カ国の、2015年7月末時点での直近の議会選挙における投票率を見ると図2の通りとなる。日本はアメリカに次いで低く、若者の関心の度合いとほぼ似たような傾向が見られるが、例外がスウェーデンで、投票率は85.8%と際立って高いが、若者の関心度は最も低くなっている。

同じ内閣府の調査で、「将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい」という意見にどう思うかという問いに対して、「そう思う」と答えた割合は日本が7.7%と最も低く、「どちらかといえばそう思う」を合わせても35.4%である。他の国は、スウェーデンの46.0%を除き、すべて半数以上となっている（図3）。

また、明るい選挙推進協会が、15歳から24歳の男女3,000人を対象に、今年6月に実施した「18歳選挙権認知度調査」によると、政治への関心については、「非常に関心がある」9.1%、「ある程度関心がある」35.8%で、内閣府の調査とほぼ同様の結果となっている。また、「あなたは、高校生が政治や選挙に関心を持つためには、何をすればよいと思いますか」という問いに対しては、図4のような結果になっている。「新聞記事を使った授業」、「ディベートや話し合い」、「模擬投票体験」などが高い割合を示している。

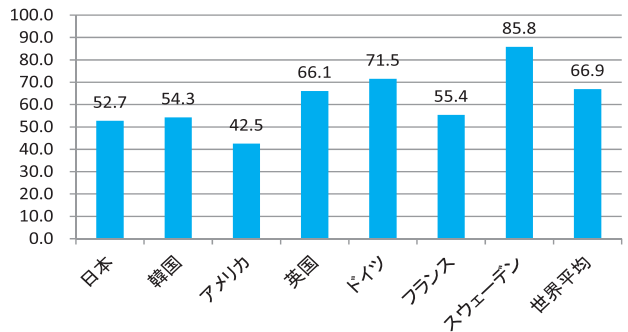
若者の政治意識や参加意欲を高めるために、あらゆる場で、様々な取り組みを行うことが強く求められる。労働組合もその責任の一端を担う必要があろう。

図1 あなたは今の自国の政治にどれくらい関心がありますか。(%)



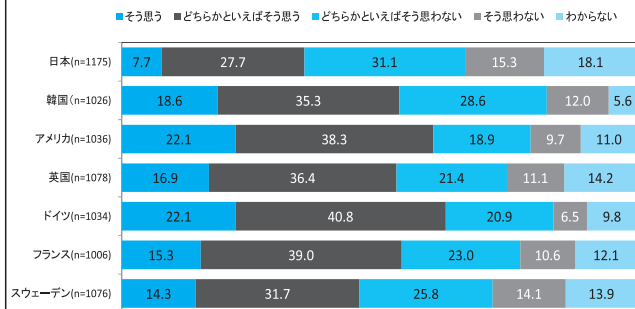
資料出所：内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成25年実施）」から作成。

図2 直近の議会選挙における投票率 (%)



資料出所：The International Institute for Democracy and Electoral Assistance の Voter Turnout のデータから作成。

図3 「将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい」 (%)



資料出所：内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成25年実施）」から作成。

図4 高校生が政治や選挙に関心を持つためには、何をすればよいと思いますか（複数回答）

	新聞記事を使った授業	ディベートや話し合いを行う	模擬投票体験など	受付事務体験や投票啓発行事に参加	議会傍聴に行く	高校生議会開催	政党の関係者からの政治の話	1人当たり選票数
全体	35.1	33.9	31.9	20.5	24.0	21.6	19.2	2.1
15歳	36.7	29.2	34.5	20.4	27.4	22.1	23.5	2.2
18歳	37.3	39.2	33.4	19.0	28.0	21.7	23.2	2.3
20歳	32.3	35.1	35.8	19.1	20.8	20.5	19.4	2.1
24歳	33.5	33.2	29.8	20.2	23.6	22.0	12.4	2.0

資料出所：明るい選挙推進協会「18歳選挙権認知度調査（2015年6月実施）」より抜粋。

1 内閣府が平成25年11月～12月にかけて実施。日本、韓国、アメリカ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデンの7カ国の満13歳から満29歳までの男女、各国約1,000人を対象とするWEB調査。

DIO へのご感想をお寄せください

dio@rengo-soken.or.jp

## INFORMATION

### 【7月・8月の主な行事】

- 7月1日 所内・研究部門会議  
8日 所内勉強会  
企画会議  
派遣労働における集団的労使関係に関する調査研究委員会  
(主査 高橋 賢司 立正大学准教授)
- 14日 連合三役との政策懇談会 【連合8階三役会議室】  
15日 日本における社会基盤・社会組織のあり方に関する研究委員会  
(主査 篠田 徹 早稲田大学教授)
- 所内・研究部門会議  
16日 経済社会研究委員会 (主査 小峰 隆夫 法政大学教授)  
連帯・共助のための社会再編に関する研究委員会  
(主査 神野 直彦 東京大学名誉教授)
- 17日 労働組合の基礎的な活動実態に関する調査研究委員会  
(主査 仁田 道夫 国士館大学教授)  
日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究委員会  
(主査 毛塚 勝利 法政大学大学院客員教授)
- 22日 労働者教育のあり方に関する研究委員会  
(主査 藤村 博之 法政大学教授)
- 臨時企画会議  
24日 政策研究委員会  
29日 JILAF 先進国チームとの意見交換会  
31日 臨時企画会議  
派遣労働における集団的労使関係に関する調査研究委員会  
(主査 高橋 賢司 立正大学准教授)
- 8月4日 経済社会研究委員会 (主査 小峰 隆夫 法政大学教授)  
5日 所内・研究部門会議  
6日 日本における社会基盤・社会組織のあり方に関する研究委員会  
(主査 篠田 徹 早稲田大学教授)
- 19日 企画会議  
20日 経済・社会・労働の中長期ビジョンに関する研究委員会  
【連合8階三役会議室】
- 25日 日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究委員会  
(主査 毛塚 勝利 法政大学大学院客員教授)  
派遣労働における集団的労使関係に関する調査研究委員会  
(主査 高橋 賢司 立正大学准教授)
- 26日 所内・研究部門会議  
27日 連合との企画調整会議 【連合3階A会議室】  
31日 地域再生をめざす産業・労働政策と労働組合の役割に関する研究委員会  
臨時企画会議  
労働政策研究・研修機構との意見交換会 【学士会館】

発行人／中城 吉郎  
発行日／2015年9月1日  
発行／公益財団法人連合総合生活開発研究所  
〒102-0072  
東京都千代田区飯田橋 1-3-2  
曙杉館ビル3階  
TEL 03-5210-0851  
FAX 03-5210-0852

印刷・製本／株式会社コンポーズ・ユニ  
〒108-8326  
東京都港区三田 1-10-3  
電機連合会館 2階  
TEL 03-3456-1541  
FAX 03-3798-3303

editor

長年労働運動において、政治に対して常に関心と関わりをもってきたが、かつてこれほど怖いと思ったことはない。とにかく今の政治の状況は恐ろしい。自分でもその理由がわからない。

戦争のにおいがするからだろうか。この恐怖心から、特集テーマを「民主主義の今を考える」とした。  
(ゆく川の流れ)